

袖ヶ浦市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～



平成 26 年 5 月

袖ヶ浦市通学路安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省より都道府県教育委員会に対し「通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知）がありました。また、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼がありました。

これらを受け、袖ヶ浦市では、平成24年7月23日に木更津警察署、君津土木事務所、都市建設部、市民健康部、教育委員会により「袖ヶ浦市通学路安全対策協議会」を組織し、市内7小学校区ごとに学校及び関係機関と連携を図りながら合同で緊急点検を行いました。その結果、27箇所について歩道の整備・交通安全施設の設置などの対策が必要であることを確認し、関係機関と連携しながら、各危険箇所の対策について検討し、対策を図ってまいりました。

さらに、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「袖ヶ浦市通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってまいります。

2. 袖ヶ浦市通学路安全対策協議会の設置

本市では、平成24年7月より、通学路の安全確保について関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「袖ヶ浦市通学路安全対策協議会」を設置しています。

本プログラムは、この協議会で議論し、策定いたしました。

- (1) 木更津警察署（交通課）
- (2) 君津土木事務所（維持課）
- (3) 袖ヶ浦市都市建設部（土木管理課、土木建設課）
- (4) 袖ヶ浦市市民健康部（市民活動支援課）
- (5) 袖ヶ浦市教育委員会（教育総務課、学校教育課、総合教育センター）

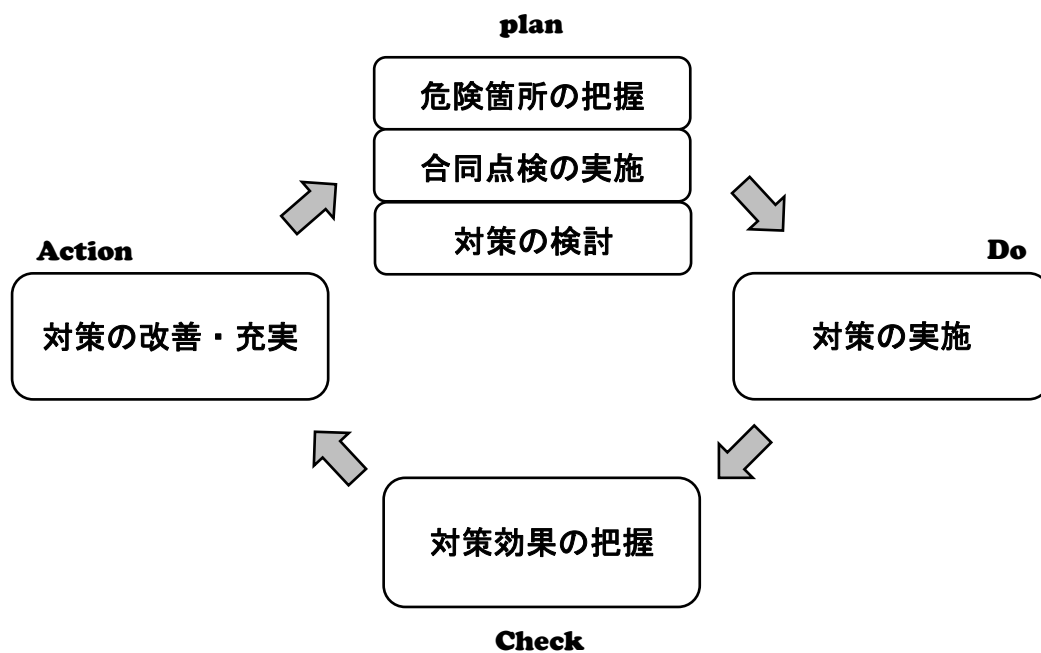
3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も市内通学路の危険箇所の把握に努め、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○危険箇所の把握

- ・市内の小中学校区ごとに分け、それぞれ年に1回、危険箇所の把握をします。
- ・市教育委員会で市内小中学校区内の危険箇所を集約します。

○合同点検の実施

- ・袖ヶ浦市通学路安全対策協議会による合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

○対策会議の実施

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- 各関係機関に通学路の安全対策必要箇所について、具体的な対策を施します。
- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認します。

(6) 対策の改善・充実

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページで公表します。